

農地を農用地区域から除外する要件

農地を農用地区域から除外する場合、以下の5つの要件をすべて満たす必要がある。

農用地以外の用途に供することが必要かつ適当であって、代替すべき土地がないこと

農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化や土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと

農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼす恐れがないこと

農用地区域内の土地改良施設の有する機能に著しい支障を及ぼす恐れがないこと

土地改良事業等の施行区域内にある土地については、事業が完了(公告)した年度の翌年度から8年を経過していること